

2019年10月1日

お客様各位

キャンシステム株式会社

## 消費税改正に伴う対応に関するお知らせ

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日（以下、「改正日」）から消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」といいます）の税率が10%へ引きあがることとなりました。

これにより当社からお客様へのご請求に関しましては、新税率が適用を受けるため以下のとおりご案内申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 消費税等の改正について

改正日以降は、経過措置を除き10%（消費税7.8%+地方消費税2.2%）の消費税率が適用されます。

また、軽減税率制度の対象となるサービスにつきましては、改正日以降、軽減税率8%（消費税6.24%+地方消費税1.76%）が適用されます。

#### 2. 当社サービスへの適用について

改正日以降にご提供する当社サービスにつきましては、下記の経過措置及び消費税の軽減税率制度の対象となるサービスを除き、消費税率10%にてご請求をさせていただきます。

契約等に基づき改正日以前にご請求する場合、サービス提供期間が改正日以降に係る部分は、消費税率10%にて計算いたします。

サービス提供期間が改正日以降に係る部分について消費税率を現行の8%にて計算している場合は、消費税法及びご契約に基づき、新税率10%と旧税率8%の差額分（2%）を別途（2019年10月以降）ご請求させていただきます。予定です。

なお、差額処理についてご不明な点は、貴社の顧問税理士またはお近くの税務署へご相談ください。

#### 3. 当社における経過措置及び軽減税率制度の対象サービスについて

当社の代理販売する商品の内、「日本の山水」については軽減税率制度の対象サービスとなるため、改正日以降、軽減税率8%を適用させていただきます。

以上